

○総務省告示第四百一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和二年総務省告示第四百十一号）の一部を次のように変更する。

令和五年十一月二十四日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変 更 後	変 更 前
第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 770MHz を超え 773MHz 以下 1805MHz を超え 1845MHz 以下 [略]	第4 特定基地局の開設計画の認定において指定された周波数 1805MHz を超え 1845MHz 以下 [同左]
備考 表中[]の記号は省略記号です。	